

北多摩ローバーの会 憲章

第1条 名称

本組織の名称は北多摩ローバーの会とする。

第2条 目的

1. 国内外を問わず、必要とされている場において最大限の奉仕活動を行う。
2. 北多摩地区内に所属するローバースカウト同士の交流を通して情報交換するとともに、親睦を深める。
3. 自己研鑽を目的に、個々の選好に応じて研修を行う。

第3条 構成

1. 北多摩地区に所属する全ての18歳以上25歳以下の加盟員およびキャプテンが認められた者。
2. 北多摩地区に所属する全てのローバー隊指導者および北多摩地区ローバー担当副コミッショナー。

第4条 役員

1. キャプテン（英名：CAPTAIN KITATAMA）
本組織の代表者として円卓会議を招集し、組織を運営する。
2. 会計（英名：ACCOUNTANT）
支出入の管理を担う。
3. IT大臣（英名：MINISTER of INFORMATION TECHNOLOGY）
ウェブページの管理、メーリングリストの管理を担う。
4. その他特命担当大臣（英名：MINISTER for SPECIAL MISSIONS）
以上の他に、必要に応じてキャプテンは大臣を設けることが出来る。

第5条 役員を選出

毎年4月度の円卓にて役員を選出する。役員は出席者の総意をもって選出される。役員
の任期は原則として1年とし、再任を妨げない。

第6条 会議体

1. 円卓会議（英名：ROUND TABLE）

原則として毎月第3土曜日に円卓会議を設ける。

2. エグゼクティブの会（英名：EXECUTIVE MEETING）

必要に応じて役員及び役員経験者の会議を開催する。諮問会議として、キャプテンへの助言を目的とする。

第7条 所属章

本組織の構成員は所属章を着用することが出来る。

第8条 憲章の改定

1. 発議要件

全ての構成員が改定案を発議することが出来る。

2. 改定の承認

円卓会議の場において、出席者の三分の二の賛成で承認される。

3. 発効

円卓会議での承認と同時に発効とする。

第9条 附則

本憲章は平成26年1月18日をもって成立し、発効される。

制定 平成25年10月26日

承認 平成26年 1月18日

施行 平成26年 1月18日